

奈良市指導書、奈良市調査結果及び奈良県調査結果に対する鹿苑特別柵の現状

奈良市保健所から「動物愛護管理法」第 25 条第 5 項に基づく立入検査その他の調査の結果、不適正な飼養に起因する虐待を受ける恐れがある事態とは認められなかったが、問題点が明らかになったことから是正措置を講じるよう指導があった。

以下に、奈良市による指導書及びそれに対応する奈良市調査結果、奈良県調査結果、獣医師による指摘内容を整理し、あわせてそれらに対する鹿苑特別柵の現状について整理した。

奈良市 指導書	奈良市 調査結果	奈良県 調査結果	獣医師の指摘	鹿苑特別柵の現状（愛護会への聞き取り） ※2023(令和 5)年 12 月 18 日時点
1. 次の事項について改善すること。				
1)新鮮で清潔な水を常時与えるよう対策を行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> 給水設備は 4 箇所設置されている。 給水場は小鹿にも給水できるように低く設置されている。 水場に鹿が入ってしまい、すぐに汚れている。 	<ul style="list-style-type: none"> 水飲み場内に鹿が侵入する（鹿の生態的行動）のため、立入（現地調査）時は飲水が糞や泥で汚れ不衛生であった。 頭数に対し給水場が極端に少ない（概ね 2 カ所／柵）。 優位な個体が水場を独占するため、寄りつけない個体が多い。 	—	<ul style="list-style-type: none"> 常設の水飲み場は 4 カ所設置されている他、仮設の水飲み場が設置されている。 オスジカについては、個体の強弱ごとに柵内収容スペースを 4 区分に分けて収容し、優位な個体が水場を独占することを防止している。 飲水は、常設の水飲み場の水位が低下すると自動で給水される。シカが入って汚れた場合は一度水を抜いて再度新鮮な水を入れて交換している。 飲水は 1 日に 3 回以上点検され、毎日入れ替えられる。 水飲み場の清掃は水の点検、交換に合わせて毎日行われる。 給水場は小鹿にも給水できるように低く設置されている。
2)施設内の排泄物の清掃を毎日行い、飼養環境を衛生的に保つこと。	<ul style="list-style-type: none"> 日に数回、特別柵内では餌の直播きを行い、鹿を移動させて水場・餌場の清掃が行われている。 	<ul style="list-style-type: none"> 排泄物が放置され堆積し、不衛生な環境である。 給餌前に餌場周辺のコンクリート上を清掃するに留まり、土壌上の糞は清掃が行き届いていない。 	—	<ul style="list-style-type: none"> 毎日、8 時半から 11 時の間に施設内の清掃を行い、餌場周辺の糞と余った餌を重点的に撤去して衛生環境を整えている。 餌場周辺を清掃する際に角ジカを引き離すためにドングリやヘイキューブを地面に直撒きしている。
3)動物の排泄物と食餌が混在した状態としないこと。	<ul style="list-style-type: none"> 直播きする飼料があり、清掃されていない糞便と飼料が混じっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 給餌の際には土壌上にまかれた餌が糞と混じっている状態。 	—	<ul style="list-style-type: none"> 上述の通り、清掃時における職員の安全確保のため餌を地面に直撒きしている。 また、優位個体による食餌の独占を防ぐため、排泄物との混在よりも広範囲の撒きだし（一列に撒き多くの個体が餌を食べられるようにする）が優先される。

奈良市 指導書	奈良市 調査結果	奈良県 調査結果	獣医師の指摘	鹿苑特別柵の現状（愛護会への聞き取り） ※2023(令和5)年12月18日時点
2. 現状で衰弱している個体の有無を把握すること。				
1)把握した個体についての治療や飼育に関わる方針を立てること。	<ul style="list-style-type: none"> ・衰弱個体とする同一個体の経過観察や病理観察が十分でないため、早期隔離が困難な状況にある。 ・オス特有の行動（発情期等）に対する飼養管理を考慮した、オス鹿の収容ルールが定まっていない。 ・隔離や確実な給餌体制などの運用方針が定められていない。 	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・事業課職員が朝の清掃・給餌の時間に異常がないか以下を目視で確認している。 <ul style="list-style-type: none"> ①群れから離れている鹿はいないか ②食欲や反芻、糞の形状などの異常がないか ③被毛、姿勢、よだれ、目やに、咳などの異常がないか ・重症になって衰弱した個体には獣医の治療（点滴等）を行っているが、野生の大型獣に対する治療方法が不明なため治療方針等は定まっていない。適切な治療方針等を県・市の検討部会の指導を仰ぎたい。 ・給餌計画は事業課長が予算範囲内で配分を行い実行しているが、給餌内容やその回数等について指導を仰ぎたい。
	<p>(健康状態)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外観で消瘦を判別できる割合は、約90頭中20頭程度（2割強）である。 （補足：一般的には、8月～10月は換毛期による脱毛、9月～10月は雄の発情期に当たり消瘦する個体が多い） ・多頭飼育を行っているのは、野生種ニホンジカであり、獣年齢の若い個体も多く含まれている。また、生捕りした時点で痩せている野生の個体も多く、成獣の標準体重と単純比較するのは妥当ではない。 	<p>(健康状態)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体形は、総じて消瘦傾向（肋骨、腰椎、骨盤を視認可能な個体が概ね全体の2割程度）にある。 ・全体的に被毛粗剛、脱毛症状、換毛不全が見られ、栄養不良に起因するものと推察される。 ・角の形がいびつ、形成不全の雄個体もみられ、栄養不良に起因するものと推察される。 	<p>(健康状態)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別柵の雄鹿の7割以上を飢餓状態に陥らせて、毎月数頭の雄を死に至らしめている。 ・特別柵の雄鹿は、非常に痩せている個体の割合が高く、骨盤と肋骨が皮膚の上からくっきりわかるほど痩せている個体、椎骨（背骨）の周りに通常はあるはずの筋肉や脂肪が見られない個体がいる。 ・角の形がいびつで毛艶も悪い痩せた雄鹿が多い。これは角や毛を作るのに十分な栄養が足りていないため。 	<p>(健康状態)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消瘦個体は12月18日時点では0頭（愛護会への聞き取り）。 ・シカの生態に応じて、季節により消瘦個体の割合が変わる。 ・消瘦や衰弱の状態については、上記の目視確認を行っている。 ・元々、馴化した鹿ではなく、野生に近い鹿であり、原因は餌だけの問題ではなく、環境に馴染めていないことによるストレス等、環境的要素の方が大きい。
	<p>(ストレス)</p> <p>-</p>	<p>(ストレス)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・怯えや不安行動、攻撃性を示す個体あり（雄群に顕著）。 	<p>(ストレス)</p> <p>-</p>	<p>(ストレス)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・元々、馴化した鹿ではなく、野生に近い鹿であり、原因は餌だけの問題ではなく、環境に馴染めていないことによるストレス等、環境的要素の方が大きい。 ・C地区等で捕獲され、人を警戒する個体については仮囲い柵に収容している（12月18日時点でオス17頭が収容）。

奈良市 指導書	奈良市 調査結果	奈良県 調査結果	獣医師の指摘	鹿苑特別柵の現状（愛護会への聞き取り） ※2023(令和5)年12月18日時点
	(死亡頭数) －	(死亡頭数) ・ 愛護会の職員からの聞き取りでは、令和4年度では、特別柵内の雄鹿の収容頭数181頭（特別柵から移動又は解放した40頭を除く）のうち46頭が死亡、特別柵内の雌鹿の収容頭数153頭（特別柵から移動又は解放した14頭を除く）のうち19頭が死亡（ともに事故死等を含む）しており、特に雄鹿の死亡頭数の割合が高い傾向にある。	(死亡頭数) ・ 特別柵の雄鹿の令和4年4月1日時点の収容頭数163頭、令和5年3月31日時点の収容頭数132頭、年間死亡頭数52頭。 ・ 特別柵の雌鹿の令和4年4月1日時点の収容頭数143頭、令和5年3月31日時点の収容頭数134頭、年間死亡頭数23頭。 （上記について、特別柵への新たな収容、特別柵からの移動又は解放の頭数は不明）。	(死亡頭数) ・ 令和4年度では、特別柵内の雄鹿の収容頭数181頭（特別柵から移動又は解放した40頭を除く）のうち46頭が死亡、特別柵内の雌鹿の収容頭数153頭（特別柵から移動又は解放した14頭を除く）のうち19頭が死亡（ともに事故死等を含む）。
	(死亡個体の状態) －	(死亡個体の状態) ・ 愛護会の職員からの聞き取りでは、令和4年度では、特別柵内で死亡した雄鹿の死亡時の平均体重は40.5kg、平均推定年齢は5.5歳であり、愛護会の獣医師の指摘と同程度である。	(死亡個体の状態) ・ 令和4年度の特別柵内で死亡した雄鹿の死亡時の平均体重は40.1kg、平均推定年齢は5.5歳。雄鹿の体重は通常60～70kg、15歳くらいまで生存することからすると、体重低下が著しく、短命である。	(死亡個体の状態) ・ 令和4年度では、特別柵内で死亡した雄鹿の死亡時の平均体重は40.5kg、平均推定年齢は5.5歳。
3. 今後、衰弱させないために以下の方針並びに計画を講じること。 なお、シカの種や反芻動物としての特性、性差を考慮すること。				
1)収容後間もないシカの管理対策（給餌・給水・環境）	－	－	－	<ul style="list-style-type: none"> 鹿苑南西部の仮囲い柵（2,500㎡）において収容後間もないオスジカ（12月18日現在、17頭）を収容している。比較的広く静かな場所であり、十分な給餌・給水・環境が整っている。 与えた餌を食べ、環境に慣れてきたら他の個体と同じ柵に移動させる。 しかし、4～7月は妊娠シカや仔シカの収容、8～10月はオスジカの収容により、鹿苑には現在の2倍の600頭を収容せざるを得ない状況になり、仮囲い柵の収容頭数も圧迫される。 現在、収容時のシカの診断や経過観察を十分に実施する体制ができていないため、検討部会において指導を仰ぎたい。

奈良市 指導書	奈良市 調査結果	奈良県 調査結果	獣医師の指摘	鹿苑特別柵の現状（愛護会への聞き取り） ※2023(令和5)年12月18日時点
2)収容後、シカが衰弱しないための対策（給餌・給水・環境）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 群間比較の視点からも、消瘦個体割合にメス鹿群との性差があることから、給水や給餌以外に性的要因の影響も考慮されなければならない。 ・ 他の類似施設や全国標準との比較情報が望まれるが、産業動物や展示動物に該当せず、終生飼養を目的とした現状の特別柵内オス鹿群との施設間比較は、困難である。 			
	<p>【給餌】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 野生動物種や環境を考慮した標準的な基準が存在しないため、鹿の飼養のための給餌量は明確でないものの、餌場の餌は枯渇していないと考えられる。 ・ 直播きする飼料があり、清掃されていない糞便と飼料が混じっている。 ・ 野生の鹿の飼養としての衛生基準を明確化するのは困難である。 ・ 広く直播きしているため群れが分散し、弱い個体にも給餌できている。 ・ 給餌による鹿の殺到を防ぎ、職員への危害防止にもなっている。 	<p>【給餌】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 量：給餌量は「カサ」的に不足しているとは一概に言えない。乾物計算上は、頭数に対する生命維持に要する最低限の量は与えていたが、乾燥牧草を食べ残す傾向が強かった。 ・ 質：茎部分が多い（栄養価の低い）乾燥牧草の給餌が主体で、栄養価の高い（タンパク質含量の多い）牧草や配合飼料がほぼ与えておらず、タンパク質、ビタミン、ミネラル等が総じて不足している。 ・ 与え方：一斉に、一カ所で給餌するため、優位な個体が優先的に占有し、食べられない、又は食べられても残りカス（栄養価、又は嗜好性が高い資料は残っていない状態）しかありつけない個体が多い（雄群に顕著）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別柵のオス鹿に対し、故意に、生命維持に必要な最小限の餌しか与えていない。 ・ 特別柵の雄の餌の量・質ともに改善する必要がある。 	<p>【給餌】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 乾燥牧草を1箇所あたり1日2回以上与えている。 ・ 乾燥牧草に、ヘイキューブ等を混ぜて与えている。 ・ 市民からドングリの提供を受け、雌鹿について鹿苑来訪者の見学時に給餌できるようにしている。 ・ 現在は、収容頭数が繁忙期の半分となっているため、弱い個体については、一時収容柵に隔離し、消化の早いヘイキューブを与えると共に日常観察を強化している。 ・ 飼料費の増額、飼料不足分は無償提供頂けるよう協賛者等への周知に努めており、相当量の支援を頂いている。
	<p>【給水】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給水設備は4箇所設置されている。 ・ 水場に鹿が入ってしまい、すぐに汚れている。 	<p>【給水】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水飲み場内に鹿が侵入する（鹿の生態的行動）のため、立入（現地調査）時は飲水が糞や泥で汚れ不衛生であった。 ・ 頭数に対し給水場が極端に少ない（概ね2カ所/柵）。 ・ 優位な個体が水場を独占するため、寄りつけない個体が多い。 	-	<p>【給水】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ P.1に記載のとおり。

奈良市 指導書	奈良市 調査結果	奈良県 調査結果	獣医師の指摘	鹿苑特別柵の現状（愛護会への聞き取り） ※2023(令和5)年12月18日時点
	<p>【環境】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 反芻動物特有の生態として、食後の飲水後の横臥が生体維持のために必要であるが、季節によって餌場の日除けに密集してしまい、餌場の利用が妨げられる状況である。 ・ 頭数による日除け・雨除け設備面積の基準が明確化されていない。 ・ 悪天候が続いた場合、雨除け面積部分に反芻のための鹿が密集する傾向がある。 	<p>【環境】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不衛生な環境（排泄物の放置・退席） ・ 給餌前に餌場周辺のコンクリート上を清掃するに留まり、土壌上の糞は清掃が行き届いていない。 ・ 給餌の際には土壌上にまかれた餌が糞と混じっている状態。 ・ 生涯拘束（自然な行動発現を阻害） ・ 際限のない収容による過密 ・ 野生動物の収容（本来の行動や習性を阻害） ・ 不健康な生活環境（雄群に顕著） <ul style="list-style-type: none"> ・ 除角なし、未去勢、年齢・体格差を考慮せず同一空間内に収容。 ・ 休息場所の不足により、適切な反芻行動ができない。 ・ 生得的行動（いじめ：群内序列形成に伴う闘争）を考慮しない群管理。 ・ 弱小個体の逃避場所の欠如。 	-	<p>【環境】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鹿苑浄化設備の整備が現在進行中であり、改善が見込まれる。 ・ 収容頭数が増えており、愛護会の許容能力を超えている。 ・ 収容頭数が過密状態になると、日除け、雨除け施設が、反芻時の横臥個体で一杯になることがあり、暑い時期における仮設の日除け等の設置を施設所有者の県と相談したい。
3)収容後、シカの体調不良の早期発見に努めること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鹿の頭数が過密状態である。 ・ 衰弱を早期発見するための体制が整っていない。 ・ 衰弱個体とする同一個体の経過観察や病理観察が十分でないため、早期隔離が困難な状況にある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 獣医療（予防）提供の機会が十分でない。 	-	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下記の通りオスジカの小群分けを実施している。 <ol style="list-style-type: none"> ① 大型の強い個体（38頭） ② 中程度の個体（42頭） ③ 収容後に慣れない個体（17頭） ④ 弱い個体（27頭） ・ しかし、収容頭数が増えており、愛護会の許容能力を超えている。 ・ 衰弱等の異常を早期発見、隔離、治療するための体制（人員、設備、マニュアル等）及びそれらを確保するための予算が不足している。 ・ 日常観察強化のための報告記録台帳作成することを検討しているが、野生のシカにどこまでの世話や治療が必要かの指針が定められていない。

奈良市 指導書	奈良市 調査結果	奈良県 調査結果	獣医師の指摘	鹿苑特別柵の現状（愛護会への聞き取り） ※2023(令和5)年12月18日時点
4)衰弱個体を発見した際の適切な保護体制（連携、給餌、環境）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収容個体の消瘦化・衰弱化を科学的に診断するためには、外観だけでは不十分である。厳密なものではないとしても、同一対象個体の臨床的経過観察と原因考察が求められる。また、死亡個体（サンプリング）にかかる病理解剖情報などで科学的に検証することも求められる。 ・ 隔離や確実な給餌体制などの運用方針が定められていない。 ・ 衰弱して摂食できなくなる前に、十分な給餌ができる体制が取れていない。 ・ 体重減少の要因に対する対処がなされていない。 ・ 衰弱個体に対する医療の連携が図れていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 獣医療（治療）提供の機会が十分でない。 ・ 衰弱、若しくは瀕死個体への獣医療的処置に限界あり。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 愛護会所属獣医師による診察を行い、必要に応じて治療用の区画に隔離し、治療が行われる。治療が終了し、治療前の健康状態に戻れば通常の特別柵に戻す。 ・ 死亡個体に対する病理解剖は行っていない。 ・ 現在の体制では、適切な保護体制を取るために必要な人員、設備、それらを確保するための予算が不足している。 ・ 動物福祉の観点からは、安楽死も取りうる手段の一つと考えられるが、現時点では実施されていない。 ・ 野生動物に対する動物福祉の観点からどのような治療や医療的処置が必要なのか高所からの知見を持った外部の獣医師からの指導・連携を強く求める。
4. 以下については、動物愛護管理法第25条第4項及び第44条には直接抵触しないものの、今後関係機関と協議し、その改善に努めること。				
1)寒暑風雨雪等の厳しい天候から身を守る場所を確保すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 頭数による日除け・雨除け設備面積の基準が明確化されていない。 ・ 悪天候が続いた場合、雨除け面積部分に反芻のための鹿が密集する傾向がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総頭数に対する日陰が極狭、休息場所や雨天時の雨よけ場所が不足。特別柵内は、小学校校庭ほどの広さはあるものの、日陰や休憩場所を求め、屋根のある狭い餌場に集中していた。 ・ 暑熱回避場所の争奪に伴う闘争が生じていた（雄群）。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日除け・雨除け設備が各柵内に最低1箇所ずつ設置されているほか、複数本の樹木が植えられている。 ・ 収容頭数が過密となった場合は、待避場所が不足する。 ・ 施設設置者の奈良県と相談し、仮設の屋根付きの待避場所の確保を検討する。
2)鹿の収容対策（鹿の健康および安全を保持した収容方法の検討）	<p>【今後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後、奈良の鹿愛護会を取り巻く背景因子（財政面、設備面、人員面、専門知識、繁殖制限等）に対して熟議がなされるように、奈良県、春日大社など関係機関へ情報共有を図った上で、行政指導内容が履行されているかを継続して監視していく。 	<p>【今後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 短期的な対応：現状の鹿苑の特別柵の改善 ・ 有識者等による愛護会への指導・助言 ・ 餌の質、量、給餌の頻度など適切な給餌、給水の指導 ・ 鹿の特性を理解した管理方法の指導 ・ 鹿苑の特別柵内の応急的な飼育環境改善 ・ 効果的な日陰、雨除け等について指導 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国との和解条項により、指導基準・捕獲基準が定められており、C地区で農作物に対する被害を防止するための捕獲は生捕とされており、全ての鹿が、特に大切にすべき動物であるという理由から、鹿苑の特別柵に収容され終生飼育されている。 ・ 収容頭数が増えており、愛護会の許容能力を超えている。

奈良市 指導書	奈良市 調査結果	奈良県 調査結果	獣医師の指摘	鹿苑特別柵の現状（愛護会への聞き取り） ※2023(令和5)年12月18日時点
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 餌等の改善に係る必要な経費の支援 ・ 餌の無償提供の協賛者や県民、市民、団体等への支援依頼 ② 中・長期的な対応：鹿苑の特別柵のあり方や、天然記念物「奈良のシカ」の保護の範囲のあり方について検討 ・ 県が設置している「奈良のシカ保護管理計画検討委員会」において、当該委員会の有識者だけでなく、獣医師や利害関係者等を招き、いままで以上に幅広い関係者で議論する場を立ち上げ 		